

固定資産税

本試験問題

【第一問】問2

固定資産課税台帳の種類及びその概要について説明しなさい。
 その上で、以下の場合について、固定資産税の納税義務者が誰となるのかについて、その理由も含めて説明しなさい。なお、A、B、C、D、E、F及びGは、いずれも個人とする。

- (4) 賦課期日前に土地の登記簿上の所有者であるFが死亡し、Fの子であるGが相続(所有)したが、登記簿上の所有権の移転登記が行われなかった場合における当該土地の納税義務者(Fの相続人はGのみとする。)

【第二問】問1

A市内に所在する次の【土地X】、【土地Y】及び【土地Z】に係る令和5年度分の固定資産税額を、計算過程を明らかにした上で算出しなさい。

なお、A市は近畿圏整備法第2条第1項に規定する近畿圏内に所在する地方自治法第252条の19第1項の市である。また、税率は標準税率によるものとし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

また、【土地X】、【土地Y】及び【土地Z】の所有者はいずれも異なるものとし、かつ、これらの土地の所有者はA市内に他の土地を所有しないものとする。

【土地X】

- 土地Xの地目は畑であり、地積は3,000㎡である。
- A市はその区域の全部が近畿圏整備法に規定する近郊整備区域内にあり、土地Xは市街化調整区域内に所在していたが、令和3年6月に市街化区域の変更を行ったため、新たに市街化区域内に所在することとなった。
- 土地課税台帳に登録された土地Xの価格の状況は次のとおりである。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
90,000円	72,000,000円	66,600,000円

- 土地Xが令和3年度において特定市街化区域農地であったものとみなした場合の令和3年度の課税標準額は、20,000,000円である。

【土地Y】

- 土地Yの地目は田であり、地積は3,600㎡である。
- 土地Yは令和3年6月以前から市街化調整区域内に所在している。
- 土地課税台帳に登録された土地Yの価格の状況は次のとおりである。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
400,000円	400,000円	400,000円

- 土地Yの令和3年度の課税標準額は、350,000円である。

【土地Z】

- 土地Zの地目は山林(地方税法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地ではない。)であり、地積は12,000㎡である。
- 土地Zは令和3年6月以前から市街化調整区域内に所在している。
- 土地課税台帳に登録された土地Zの価格の状況は次のとおりである。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
420,000円	420,000円	420,000円

- 土地Zの令和3年度の課税標準額は380,000円である。

TAC予想問題

●実力完成答練 第1回【第一問】問1

問1 次の(1)から(4)に掲げる場合の固定資産税の納税義務について、その根拠も含めて説明しなさい。

- (1) 土地について、登記簿上の所有者が死亡した場合

●実力完成答練 第1回【第二問】問1

問1 問1次の【資料】に基づいて、L、M及びNに対して課する令和5年度分の固定資産税額を計算過程を示して算出しなさい。なお、税率は標準税率によるものとする。

【資料】

1. 土地A

- K市(三大都市圏の特定市(※参照。))の市街化区域内に所在し、所有者はLである。
- 市街化区域の変更により令和3年5月から市街化区域(都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域をいう。)内に所在することとなった。
- 地目は田であり、地積は1,200㎡である。
- 土地課税台帳に登録された価格の状況は次のとおりである。
(単位:円)

年度	令和3	令和4	令和5
価格	2,000,000	60,000,000	59,700,000

- 令和3年度分の課税標準額は900,000円、令和3年度において特定市街化区域農地であったものとみなした場合における令和3年度課税標準額となるべき額は16,000,000円、令和4年度分の課税標準額(軽減率適用後)は4,000,000円である。
- 令和4年度において負担調整措置の適用は受けていない。

3. 土地C

- K市の市街化調整区域内に所在し、所有者はNである。
- 地目は畑であり、地積は2,000㎡である。
- 土地課税台帳に登録された価格の状況は次のとおりである。
(単位:円)

年度	令和3	令和4	令和5
価格	3,000,000	2,900,000	2,800,000

- 令和4年度分の課税標準額は2,330,000円である。

●直前予想答練【第二問】問1

【土地Z】

- 地積は30,000㎡であり、地目は山林である。
- 令和元年7月以前から土地Zは市街化調整区域内に所在している。
- 土地課税台帳に登録された土地Zの価格等の状況は次のとおりである。

① 令和2年度課税標準額	35,000,000円
② 令和3年度評価額	225,000,000円
③ 令和4年度評価額	220,000,000円
④ 令和5年度評価額	210,000,000円
- 土地Zは地方税法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地ではない。

【第二問】問2

内国法人であるX株式会社が所有する次の船舶（日本国籍）に係る令和5年度分の固定資産税について、A市、B市及びC市それぞれに納付すべき固定資産税額を、計算過程を明らかにした上で算出しなさい。（X株式会社は【資料1】に掲げる償却資産以外の固定資産を各市内に所有していない。）

なお、税率は標準税率とし、課税標準の特例については【資料2】によることとする。また、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

【資料1】

- (1) X株式会社は、船舶甲、船舶乙及び船舶丙を所有している。なお、船舶甲、船舶乙及び船舶丙はいずれも地方税法第389条第1項第1号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する船舶として指定を受けている。

(2) 船舶甲の状況

① 就航日数

	令和2年	令和3年	令和4年
全就航日数	0	100	150
外航就航日数 (外国貿易船として就航した日数)	0	60	80
離島航路事業の用に供する船舶として就航した日数	(0)	(0)	(0)

- ② 取得年月日 令和3年5月23日
 ③ 取得価額 360,000,000円
 ④ 総トン数 2,100トン
 ⑤ 耐用年数 15年（法定耐用年数15年に基づく減価率：0.142）
 ⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの
 ⑦ 入港実績は次のとおり

令和3年		令和4年	
a港（A市にのみ所在）	2回	a港（A市にのみ所在）	3回
b港（B市にのみ所在）	5回	b港（B市にのみ所在）	5回
c港（C市にのみ所在）	4回	c港（C市にのみ所在）	3回

(注) a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

(3) 船舶乙の状況

① 就航日数

	令和2年	令和3年	令和4年
全就航日数	20	130	120
外航就航日数 (外国貿易船として就航した日数)	10	60	100
離島航路事業の用に供する船舶として就航した日数	(0)	(60)	(20)

- ② 取得年月日 令和2年10月27日
 ③ 取得価額 420,000,000円
 ④ 改良年月日 令和4年7月28日
 ⑤ 改良費 80,000,000円
 ⑥ 総トン数 3,200トン
 ⑦ 耐用年数 15年（法定耐用年数15年に基づく減価率：0.142）
 ⑧ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの
 ⑨ 入港実績は次のとおり

令和3年		令和4年	
a港（A市にのみ所在）	3回	a港（A市にのみ所在）	2回
b港（B市にのみ所在）	6回	b港（B市にのみ所在）	5回
c港（C市にのみ所在）	2回	c港（C市にのみ所在）	0回

(注) a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

●全国公開模試【第二問】問2

問2 内国法人であるZ株式会社が所有する次の船舶（日本国籍）に係る令和4年度分及び令和5年度分の固定資産税について、A市、B市及びC市それぞれに納付すべき固定資産税額を、計算過程を明示して計算しなさい（Z株式会社は<資料1>に掲げる償却資産以外の固定資産を各市内に所有していない。）。

なお、税率は標準税率とし、課税標準の特例については<資料2>によることとする。また、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

<資料1>

- (1) Z株式会社は、船舶I及び船舶IIを所有している。なお、船舶I及び船舶IIはいずれも地方税法第389条第1項第1号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する船舶として指定を受けている。

(2) 船舶Iの状況

① 就航日数（単位：日）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全就航日数	-	30	100	90	120
外航就航日数 (外国貿易船として就航した日数)	-	10 (-)	60 (0)	40 (0)	70 (70)
離島航路事業の用に供する船舶として就航した日数	-	0	0	0	0

- ② 取得年月日 令和元年10月20日
 ③ 取得価額 650,000,000円
 ④ 総トン数 2,500トン
 ⑤ 耐用年数 15年（法定耐用年数15年に基づく減価率：0.142）
 ⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの

⑦ 令和3年中の入港実績

- a港（A市にのみ所在） 4回
 b港（B市にのみ所在） 8回
 c港（C市にのみ所在） 4回

(注) a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

⑧ 令和4年中の入港実績

- a港（A市にのみ所在） 2回
 b港（B市にのみ所在） 3回
 c港（C市にのみ所在） 2回

(注) a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

(3) 船舶IIの状況

① 就航日数（単位：日）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全就航日数	90	220	200	200	180
外航就航日数 (外国貿易船として就航した日数)	30 (0)	50 (0)	30 (0)	0 (0)	0 (0)
離島航路事業の用に供する船舶として就航した日数	0	0	0	120	180

- ② 取得年月日 平成30年8月1日
 ③ 取得価額 450,000,000円
 ④ 総トン数 3,000トン
 ⑤ 耐用年数 15年（法定耐用年数15年に基づく減価率：0.142）
 ⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの

⑦ 令和3年中の入港実績

- a港（A市にのみ所在） 15回
 b港（B市にのみ所在） 10回
 c港（C市にのみ所在） 4回

(注) a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

⑧ 令和4年中の入港実績

- a港（A市にのみ所在） 12回
 b港（B市にのみ所在） 10回
 c港（C市にのみ所在） 8回

(注) a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

(4) 船舶内の状況

① 就航日数

(単位：日)

	令和2年	令和3年	令和4年
全就航日数	60	120	140
外航就航日数 (外国貿易船として就航した日数)	0	0	0
離島航路事業の用に供する船舶として就航した日数	60	120	140

- ② 取得年月日 令和2年8月15日
③ 取得価額 32,000,000円
④ 総トン数 2,500トン
⑤ 耐用年数 13年 (法定耐用年数13年に基づく減価率：0.162)
⑥ A市、B市及びC市にわたって使用されているもの
⑦ 入港実績は次のとおり

令和3年		令和4年	
a港 (A市にのみ所在)	16回	a港 (A市にのみ所在)	10回
b港 (B市にのみ所在)	10回	b港 (B市にのみ所在)	15回
c港 (C市にのみ所在)	4回	c港 (C市にのみ所在)	5回

(注) a港以外は、特別とん譲与税法第1条第1項の開港

